

このコースのはじめに

1. このコースの目的

このコースは、職場の監督者、すなわち作業員を直接指導し、あるいは監督する職長クラスを主たる対象とした安全衛生管理コースです。

労働安全衛生法（以下「安衛法」といいます。）第60条に定める「職長等」が対象となります。職長等とは、生産工程における職場の要であり、リーダー、指導員、組長、主任、工長その他名称を問わず、現場における労働者を指導、監督する立場にある人を指します。

職長等は、「監督者として生産現場における安全衛生管理について理解しており、しかも実行力がある」ことを要します。当然、職場において、安全衛生上の問題があれば、それを解決する力を持っていなければなりません。

安衛法は、一定の業種に限定してはいますが、新たに職長等に就く監督者に対し、この教育を義務付けています。同法が職長等に対する安全衛生教育の実施を事業者に義務付けているのは、生産現場における職長等の監督者の存在を重視しているからです。同法の改正により、2023年（令和5年）4月1日から、製造業のうち、これまで職長等の教育の対象から除外されていた業種のうち、食料品製造業と新聞業、出版業、製本業および印刷物加工業が追加されました。労働災害を一層減少させるために重要な業種と厚生労働省が判断したからです。

このコースは、新たに職位に就く監督者が主たる対象ですが、すでに監督者になっている方にも役立つように事業場における安全衛生管理体制の全体を理解できるようにまとめています。

また、職長等の監督者を管理する立場である課長・次長・部長職（名称は各社いろいろあると思います。）に、部下である職長等の監督者が現場でどのようなことをしなければならないかを理解することで、それらの部下をどのように管理していくかを考える手引きにもなるはずです。むしろ生産現場での経験がない人こそ、現場における安全衛生管理活動を理解する必要があり、その手引きにもなるでしょう。

2. コースの内容

監督者のための安全衛生管理教育

このコースでは、安衛法第60条と労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます。）第40条に示されている教育の内容が盛り込まれています。それは、次に掲げる事項です。

- (1) 作業方法の決定および労働者の配置に関すること。
 - ①作業手順の定め方
 - ②労働者の適正な配置の方法
- (2) 労働者に対する指導または監督の方法に関すること。
 - ①指導及び教育の方法
 - ②作業中における監督および指示の方法
- (3) 前2号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの
 - ①危険性または有害性等の調査およびその結果に基づき講ずる措置に関すること（リスクアセスメント）。
 - ア 危険性または有害性等の調査の方法
 - イ 危険性または有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置
 - ウ 設備、作業等の具体的な改善の方法
 - ②異常時等における措置に関すること。
 - ア 異常時における措置
 - イ 災害発生時における措置
 - ③その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること。
 - ア 作業に係る設備および作業場所の保守管理の方法
 - イ 労働災害防止についての関心の保持および労働者の創意工夫を引き出す方法

監督者への教育義務の対象業種

安衛法第60条で義務付けられているのは、次の業種の事業場です（労働安全衛生法施行令第19条）。

- ①建設業
- ②製造業。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア たばこ製造業
 - イ 繊維工業（紡績業および染色整理業を除く。）

ウ 衣服その他の繊維製品製造業

エ 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く。）

③電気業

④ガス業

⑤自動車整備業

⑥機械修理業

本コースと安衛法第60条との関係

ただし、このコースを修了したことをもって、安衛法第60条の職長等の教育を修了したことにはできません。なぜなら、職長等の教育は、同条のほか、安衛則第40条においてそのカリキュラムが定められているほか、平成18年5月12日付け厚生労働省労働基準局長名通達（基発第0514004号）「建設業における安全衛生責任者に対する教育及び職長等教育講師養成講座等のカリキュラムの改正について」において、講師要件が定められており、本コースは当該講師が直接行うものではないからです。

本コースを設けているのは、対象となる業種において、これから職長等教育を受講しようとする方の予習になることと、修了後に随時必要事項を見直す参考になるというのが主要な目的です。

次に、そもそも職長等の教育が義務付けられていない業種において、このような教育が必要ないかといえば、決してそうではありません。今後の法令改正により対象業種となることもありま。また現に対象業種以外でも労働災害発生率が高い業種、例えば、運送業、貨物取扱業、林業、各種商品小売業、ホテル・旅館業、ゴルフ場業等では、労働災害防止の観点から、中間管理職になろうという方々へのこれらの内容の教育を行うことは重要です。

最後に、対象業種であろうとなかろうと、監督者を管理する立場の方々（管理者）が、これらの安全衛生管理に関する知識を得ていただくことの重要性です。

企業によっては、親会社のみならず、関連企業であっても、「課長職」に就く方には、第一種衛生管理者免許の取得を義務付けているところがあります。それは、部下の健康管理に関し、当該免許を取得している程度の知識を持ってもらいたいとの企業の姿勢を表しています。

3. 作業構造の多様化に対応した安全衛生管理

(1) 作業構造の多様化と問題点

作業には、さまざまなものがあります。技術の進歩により、手作業が機械化されたり、機械化された作業がさらなる機械の進歩により、危険性の質が変化したりといったことが生じています。

また、製造し、または取扱う原材料が多様化しており、以前には想定されていなかった危険性や有害性が生じています。一例を挙げれば、リチウムイオン電池は今日さまざまな機器に利用されていますが、リチウムそのものが空気に触れただけで発火する性質を持っており、その取扱いは厳重に管理されなければなりません。廃棄も同様です。

有機溶剤や特定化学物質の対象が、法令改正により増加をしていますが、それによって企業は規制のない新たな化学物質を原材料として使用する動きが出ています。規制がないからといって危険有害性がないわけではありません。企業の自主管理が求められているゆえんです。

(2) 雇用対象の複雑化と高齢化

労働者派遣法ができ、その受け入れ職場の範囲が拡大され、多くの職場で派遣労働者を見るようになりました。このため、ひとつの職場に、正社員、有期雇用労働者、短期雇用労働者（アルバイト、パートタイマー）などの非正規雇用労働者に並んで派遣労働者が働いている状態が出現しています。

加えて、製造業の元方規制（安衛法第30条の2）が制定された背景に、大手製造業の現場に、請負業者の労働者が多数入って作業を行う状態が常態化していることがあります。これらの複数の企業に雇用される労働者が、同一の場所に混在して作業を行うことによる危険を防止するための措置が定められたものです。なお、建設業と造船業は従前から同様の統括管理が義務付けられています。

また、少子高齢化と年金受給開始年齢の引き上げによって、その年齢までの雇用確保が問題となり、希望すれば満70歳までの高齢者就業確保措置を講じなければならない（満65歳以上は努力義務）こととされています（高齢者雇用安定法第9条）。

そのため、すべての職場において、満65歳以上の労働者を雇用する場合の安全衛生に関する配慮措置について、検討し、実行する必要があります。

学習の進め方

1

学習スケジュールを立てる

テキストの学習をはじめる前に、講座全体の学習スケジュールと、各章の学習予定日を決めましょう。

2

各章の学習を行う

事前に立てたスケジュールに沿って、無理のないペースで学習を進めていきます。第1巻のテキストは、全4章、計16節で構成されています。それぞれの章の内容を読んだら、章末にある復習問題に取り組みましょう。

各章の構成

各 節…1巻では、「安全衛生管理と監督者の役割」に関する内容が書かれています。各節ごとにテーマがあり、文章だけでなく、図や表、グラフなども掲載していますので、丁寧に読みましょう。

復習問題…各章の要点を問題にしています。内容がきちんと理解できたかどうか確かめてみましょう。わからなかったら、テキストをもう一度読んで答えられるようにしておきましょう。

3

課題を提出する

1巻のテキスト学習が終了したら、提出課題に取り組みます。まずはじめは、テキストを見ずに取り組んでみましょう。わからない部分については、テキストを読み返しなが、解答を記入してください。すべての設問に解答し終わったら、期日までに提出してください。

第1巻を学ぶにあたって

第1巻では、「安全衛生管理に関する基礎知識」を、法令を中心に述べます。企業や事業所（安衛法では「事業場じぎょうじょうと呼びます。）における安全衛生管理活動のための組織を設置し、一定の資格者を任命して活動していますが、その全体像を理解し、監督者の立ち位置と役割を理解していただきます。「法令がこうなっているからうちの会社ではこうなっているのだ」との理解が必要だからです。

また、監督者は、さらに将来、管理者、役員になる場合もありますから、そのための自己啓発も必要です。特に、労働安全衛生法令はその範囲が広く奥行きが深いという特徴を持っているので、かなり手ごわい取り組みとなるかもしれません。

自己啓発の中では人間性のかん養も重要です。幅広い知識と経験のみならず、「〇〇さん（監督者）が言うなら」と納得してもらえるようになりたいものです。そのためのヒントを得ていただければと考えております。

労働災害とは、「労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。」（安衛法第2条第1号）。

もくじ

第1章 安全衛生管理と監督者の役割	9
1-1 安全衛生管理とは	10
1-2 労働安全衛生法と企業の安全衛生管理	16
1-3 安全衛生管理体制における職長等（監督者）とその上司（管理者）の役割	22
1-4 労働安全衛生マネジメントシステムについて	24
1-5 労働安全衛生マネジメントシステムの定着を目指す	32
復習問題	38
第2章 安全衛生管理と監督業務	39
2-1 企業における安全衛生管理活動	40
2-2 監督者が行う安全衛生業務	43
2-3 安全衛生管理業務を進めるには	48
2-4 備え付けなければならない3つの台帳と個人カード	49
復習問題	56
第3章 監督能力の育成と統率の仕方	57
3-1 監督者に求められるもの	58
3-2 部下統率の要点をつかむ	65
3-3 部下への仕事の割当	68
3-4 監督者としての能力を高めるには	79
復習問題	90
第4章 監督者が知っておくべき安全衛生管理の基礎知識	91
4-1 安全衛生のための管理体制と管理活動について	92
4-2 欲求理論と安全衛生管理	95
4-3 災害統計の読み方を知ろう	98
4-4 作業と環境・設備機械と作業者とのつながり	102
復習問題	108

第 1 章

安全衛生管理と 監督者の役割

この章では、監督者が職場で何をしなければならないかを「安全衛生管理」の観点で学びます。現場の監督者には、会社も事業者として安全衛生管理に関する責任を負っているということを、理解していただかなければなりません。



安全衛生管理とは

労働災害を防止するため、職場では安全衛生管理体制を整備しなければなりません。その考え方の基本を見ていきましょう。

✦ 1. 安全衛生管理とは

安全衛生管理とは労働災害防止、すなわち職場で起こる負傷や病気から作業者を守るための取り組みです。

労働災害は、仕事が原因で労働者が負傷したり疾病にかかったり、死亡したりすることをいいます。一般に「労災事故」などと呼ばれています。

✦ 2. 安全衛生管理を定める法律が労働安全衛生法

労働災害を防ぐため、会社として取り組まなければならないこと、実施すべき事項を定めた法律が労働安全衛生法です。以下、略して「安衛法」といいます。

安衛法では会社のことを「事業者」といっています。事業者とは、労働者を使用して事業を行う者をいいます。株式会社、有限会社、一般社団法人などの法人の場合は、法人そのもののことを事業者といいます。個人企業の場合、その代表者が事業者です。

安全衛生管理を行うのは、会社（事業者）そのものです。

✦ 3. 労働災害は起こしてはならない

労働災害は起こしてはならないものです。被災すると負傷したり、死亡したり、あるいは一命を取り留めても身体障害が残ったりすることがあります。身体障害は被災労働者に対して一生不自由な生活を強いるものです。労働災害を起こさないことは人道的見地からも重要です。さらに、経営の見地からも高額な損害賠償、人的な生産能力低下、職場での士気の低下を招き、災害発生を契機に退職する労働者が出ることもあります。労働災害を防ぐことは企業が発展するために欠かせません。そのためには安全衛生管理が重要なのです。

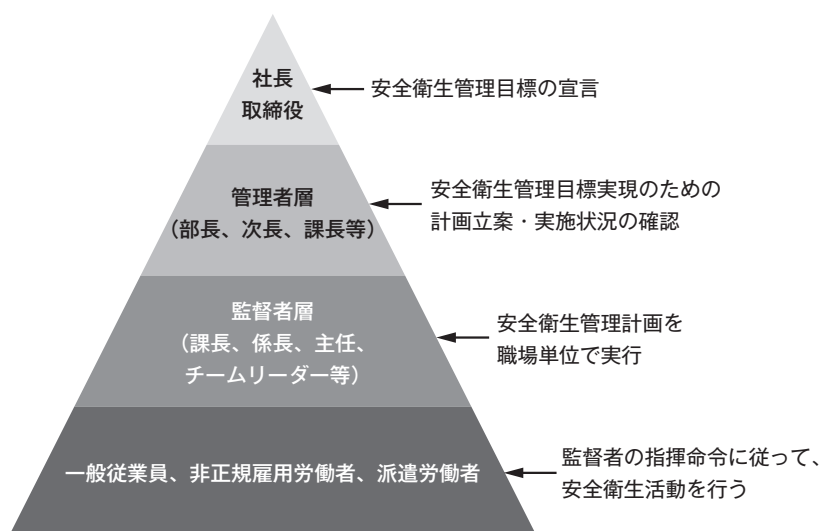
✦ 4. 安全衛生管理体制の基本

安全衛生管理を会社が実行するには、会社全体の安全衛生管理の組織（仕組み）が必要です。

会社には、社長や取締役などの経営陣の下に、部長、課長などの管理職がいます。現場では課長、係長、チームリーダーなどの監督者がいます。その下には作業に従事する労働者がいます。近年の傾向としては、労働者の中には正社員だけでなく、期間工やパートタイム労働者といった非正規雇用労働者のほかに、他企業からの派遣労働者が含まれています。

それぞれの階層ごとに安全衛生管理における役割があります。とりわけ監督者は、現場の第一線で労働災害ゼロの実現を目指すために安全衛生管理業務を行います。安全衛生管理の対象には正社員・非正規雇用労働者、派遣労働者が含まれます。

図1 安全衛生管理体制



労働者数が50人以上の事業所では、安全衛生管理を主管する部門を設けていることが少なくありません。例えば品質環境安全部とか環境安全課などの名称で、人事部や総務部内に設けられています。これらの部署は全社的な安全衛生管理を担っています。

Point!

監督者

部下への指示や経営方針の決定などにおいて重要な役割を担う労働者であり、「経営者と一体的な立場」で働き、重要な権限内責任が与えられています。「監督若しくは管理の地位にある者」（労基法41条2号）。なお、労働安全衛生法では、この概念は法令上ありません。